資 料 編

国民保護関係機関一覧

【指定行政機関】

名 称	担当部署	所 在 地
内閣府	大臣官房総務課	〒100-8970 東京都千代田区永田町 1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同じ	〒100-8974 東京都千代田区霞が関 2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	〒100-8974 東京都千代田区霞が関 2-1-2
防衛省	防衛政策局運用政策課統合幕僚 監部参事官付	〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町 5-1
金融庁	総務企画局政策課	〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1
消費者庁	総務課	〒100-8958 東京都千代田区永田町 2-11-1
総務省	大臣官房総務課	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
消防庁	国民保護・防災部防災課 国民保護室	〒105-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
法務省	大臣官房秘書課広報室	〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-1
外務省	大臣官房総務課危機管理調整室	
	総合外交政策局人権人道課	〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室	〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1
国税庁	長官官房総務課	〒100-8978 東京都千代田区霞が関 3-1-1
文部科学省	大臣官房総務課法令審議室	〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
スポーツ庁	政策課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
文化庁	長官官房政策課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
厚生労働省	大臣官房厚生科学課健康危機管 理・災害対策室	〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
農林水産省	大臣官房文書課災害総合対策室	〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同じ	〒100-8952 東京都千代田区霞が関 1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同じ	〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
中小企業庁	事業環境部経営安定対策室	〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1
国土交通省	大臣官房危機管理室	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土地理院	総務部総務課	〒305-0811 茨城県つくば市北郷1
観光庁	総務課	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
気象庁	総務部企画課	〒100-8122 東京都千代田区大手町 1-3-4
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	〒100-8989 東京都千代田区霞が関 2-1-3
環境省	大臣官房総務課危機管理室	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-2-2
原子力規制庁	原子力災害対策·核物質防護課	〒100-0013 東京都港区六本木 1-9-9

【指定地方行政機関】

名 称	担 当 部 署		所 在 地
関東管区警察局	広域調整部広域調整第二課	〒330-9726	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
北関東防衛局	企画部地方協力基盤整備課	〒330-9721	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
関東総合通信局	総務課	〒100-8795	東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎
関東財務局	総務部総務課	〒330-9716	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
	宇都宮財務事務所総務課	〒320-8532	宇都宮市桜 3-1-10
横浜税関	総務部総務課総務第一係	〒231-8401	神奈川県横浜市中区海岸通 1-1
(典供优)	宇都宮出張所	〒321-0925	宇都宮市東簗瀬町 1-42-3
関東信越厚生局	総務課	〒330-9713	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 7 階
	総務課	〒320-0845	宇都宮市明保野町 1-4 宇都宮第 2 地方合同庁舎
栃木労働局	日光労働基準監督署	〒321-1261	日光市今市 305-1
	日光公共職業安定所	₹321-1272	日光市今市本町 32-1
関東農政局	企画調整室	〒330−9722	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
	栃木農政事務所地域第三課	₹329-1311	さくら市氏家 2190-7
明 古 木 壮 竺 四 巳	企画調整課	〒371-8508	群馬県前橋市岩神町 4-16-25
関東森林管理局	日光森林管理署	〒321-1274	日光市土沢 1473-1
関東経済産業局	総務企画部総務課	〒330-9715	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
ᄩᆂᆂᆘᅔᄥᄱᆄᄣᅶᅺ	<i>γ</i> γ. τα ≑α	〒330−9715	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
関東東北産業保安監督部	管理課		さいたま新都心合同庁舎 1 号館 11 階
 関果果北座業保安監督部	企画部防災課	〒330−9724	
関東東北産業保安監督部 関東地方整備局		〒330−9724 〒326−0822	さいたま新都心合同庁舎 1 号館 11 階 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
	企画部防災課		さいたま新都心合同庁舎 1 号館 11 階 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
	企画部防災課 渡良瀬川河川事務所	〒326-0822	さいたま新都心合同庁舎 1 号館 11 階 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 足利市田中町 661-3
	企画部防災課 渡良瀬川河川事務所 日光砂防事務所	〒326-0822 〒321-1414	さいたま新都心合同庁舎 1 号館 11 階 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 足利市田中町 661-3 日光市萩垣面 2390
関東地方整備局	企画部防災課 渡良瀬川河川事務所 日光砂防事務所 鬼怒川ダム統合管理事務所 総務部安全防災・危機管理調整	〒326-0822 〒321-1414 〒321-0905	さいたま新都心合同庁舎 1 号館 11 階 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 足利市田中町 661-3 日光市萩垣面 2390 宇都宮市平出工業団地 14-3
関東地方整備局	企画部防災課 渡良瀬川河川事務所 日光砂防事務所 鬼怒川ダム統合管理事務所 総務部安全防災・危機管理調整 官 総務部安全・防災危機管理課	〒326-0822 〒321-1414 〒321-0905	さいたま新都心合同庁舎 1 号館 11 階 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 足利市田中町 661-3 日光市萩垣面 2390 宇都宮市平出工業団地 14-3 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57
関東地方整備局関東運輸局	企画部防災課 渡良瀬川河川事務所 日光砂防事務所 鬼怒川ダム統合管理事務所 総務部安全防災・危機管理調整 官 総務部安全・防災危機管理課 安全第一係長	〒326-0822 〒321-1414 〒321-0905 〒231-8433	さいたま新都心合同庁舎 1 号館 11 階 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 足利市田中町 661-3 日光市萩垣面 2390 宇都宮市平出工業団地 14-3 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎

	総務部業務課	〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-4
東京管区気象台	宇都宮地方気象台防災業務課	〒320-0845 宇都宮市明保野 1-4
関東地方環境事務所	総務課	〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F
	日光国立公園管理事務所	〒321-1434 日光市本町 9-5

【自衛隊】

名称	担当部署	所 在 地
陸上自衛隊 東部方面総監	防衛部	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町
陸上自衛隊 第12特科隊	第3科	〒321-0145 宇都宮市茂原 1-5-45
海上自衛隊 横須賀地方総監	防衛部	〒238-0046 神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地
航空自衛隊 中部航空方面隊	司令官防衛部	〒350-1394 埼玉県狭山市稲荷山 2-3

【県本部(本庁)】

名称	幹事課等	所 在 地
県 国民保護対策本部事務局	県民生活部 危機管理課	〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20
総合政策部	総合政策課	II .
経営管理部	財政課	n
県民生活部	県民文化課	n .
環境森林部	環境森林政策課	n .
保健福祉部	保健福祉課	n .
商工労働観光部	産業政策課	n
農政部	農政課	n
県土整備部	監理課	n
会計局	会計管理課	n
企業局	経営企画課	〒320-0031 宇都宮市戸祭元町 1-25
議会事務局	総務課	〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20
人事委員会事務局	総務課	n .
監査委員事務局	監査課	n .
労働委員会事務局	審査調整課	II .
教育委員会事務局	総務課	II .
警察本部	警備部警備第二課	〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20

【県支部(出先機関)】

名称	設置場所	所 在 地
河内支部	宇都宮県税事務所内	〒321-0974 宇都宮市竹林町 1030-2
上都賀支部	鹿沼県税事務所内	〒322-0068 鹿沼市今宮町 1664-1
芳賀支部	真岡県税事務所内	〒321-4398 真岡市荒町 116-1
下都賀支部	栃木県税事務所内	〒328-8504 栃木市神田町 6-6

塩谷支部	矢板県税事務所内	₹329-2163	矢板市鹿島町 20-22
那須支部	大田原県税事務所内	〒324-8551	大田原市中央 1-9-9
南那須支部	烏山健康福祉センター内	〒321-0621	那須烏山市中央 1-6-92
安足支部	安足県税事務所内	₹327-8503	佐野市掘米町 607

【市町】

名称	担当部署	所 在 地
宇都宮市	危機管理課	〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5
足利市	危機管理課	〒326-8601 足利市本城 3-2145
栃木市	危機管理課	〒328-8686 栃木市入舟町 7-26
佐野市	危機管理課	〒327-8501 佐野市高砂町1
鹿沼市	危機管理課	〒322-8601 鹿沼市今宮町 1688-1
小山市	危機管理課	〒323-8686 小山市神鳥谷 1700-2
真岡市	市民生活課	〒321-4395 真岡市荒町 5191
大田原市	危機管理課	〒324-8641 大田原市本町 1-4-1
矢板市	くらし安全環境課	〒329-2192 矢板市本町 5-4
那須塩原市	総務課	〒325-8501 那須塩原市共墾社 108-2
さくら市	総務課	〒329-1392 さくら市氏家 2771
那須烏山市	総務課	〒321-0692 那須烏山市中央 1-1-1
下野市	安全安心課	〒321-0492 下野市小金井 1127
上三川町	総務課	〒329-0696 上三川町しらさぎ 1-1
益子町	総務課	〒321-4293 益子町益子 2030
茂木町	総務課	〒321-3598 茂木町茂木 155
市貝町	総務課	〒321-3493 市貝町市塙 1280
芳賀町	総務課	〒321-3392 芳賀町祖母井 1020
壬生町	総務課	〒321-0292 壬生町通町 12-22
野木町	総務課	〒329-0195 野木町丸林 571
塩谷町	総務課	〒329-2292 塩谷町玉生 741
高根沢町	地域安全課	〒329-1292 高根沢町石末 2053
那須町	総務課	〒329-3292 那須町寺子丙 3-13
那珂川町	総務課	〒324-0692 那珂川町馬頭 409

【消防本部】

名 称	担当部署	所 在 地
宇都宮市	総務課	〒320-0014 宇都宮市大曽 2-2-21
足利市	総務課	〒326-0807 足利市大正町 863
栃木市	消防総務課	〒328-0012 栃木市平柳町 1-34-5
佐野市	総務課	〒327-0844 佐野市富岡町 1391
鹿沼市	総務課	〒322-0045 鹿沼市上殿町 520-1
小山市	総務課	〒323-0827 小山市神鳥谷 934

石橋地区消防組合	警防課	〒329-0512 下野市下石橋 246-1
那須地区消防組合	総務課	〒324-0062 大田原市中田原 868-12
芳賀地区広域行政事務組合	総務課	〒321-4305 真岡市荒町 107-1
南那須地区広域行政事務組合	警防課	〒321-0621 那須烏山市中央 1-16-9
塩谷広域行政組合	警防課	〒329-2145 矢板市富田 94-1

【関係指定公共機関】

名称	担当部署	所 在 地
ロ ナナい ×	災害・気象センター	〒150-8001 東京都渋谷区神南 2-2-1
日本放送協会	宇都宮放送局編成企画	〒320-0806 宇都宮市中央 3-1-2
㈱テレビ朝日	コメンテーター室	〒106-8001 東京都港区六本木 6-9-1
㈱テレビ東京	報道局総務部	〒105-8012 東京都港区虎ノ門 4-3-12
㈱TBSテレビ	総務部	〒107-8006 東京都港区赤坂 5-3-6
㈱フジテレビジョン	報道局	〒137-8088 東京都港区台場 2-4-8
日本テレビ放送網㈱	総務局	〒105-7444 東京都港区東新橋 1-6-1
㈱TBSラジオ	総務局	〒107-8001 東京都港区赤坂 5-3-6
㈱日経ラジオ社	クロスメディア編成部	〒107-8373 東京都港区虎ノ門 1-2-8
㈱ニッポン放送	編成局報道部	〒100-8439 東京都千代田区有楽町 1-9-3
㈱文化放送	放送事業局報道スポーツセンタ 一部	〒105-8002 東京都港区浜松町 1-31
東日本旅客鉄道㈱	総務部危機管理室	〒151-8578 東京都渋谷区代々木 2-2-2
来日华/// · 台	大宮支社宇都宮地区センター	〒320-0808 宇都宮市川向 1-48
日本貨物鉄道㈱	総務部	〒323-0022 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-33-8
東武鉄道㈱	鉄道事業本部安全推進部	〒131-8522 東京都墨田区押上 2-18-12
ジェイアールハ゛ス関東(株)	総務部	〒151-8578 東京都渋谷区代々木 2-2-2
佐川急便㈱	CSR推進部	〒601-8104 京都府京都市南区上鳥羽角田町 68
西濃運輸㈱	総務部	〒503-8501 岐阜県大垣市田口町1
日本通運㈱	業務部	〒107-8322 東京都港区東新橋 1-9-3
1	宇都宮支店 (総務)	〒321-0964 宇都宮市駅前通り 1-2-5
福山通運㈱	業務部(東京)	〒107-8373 東京都江東区越中島 3-6-15
ヤマト運輸㈱	CSR推進部	〒104-8125 東京都中央区銀座 2-16-10
東日本電信電話㈱	ネットワーク事業推進本部サーヒ、ス運営部 災害対策室	〒163-8019 東京都新宿区西新宿 3-19-2
	栃木支店災害対策室	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地 48-2
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションス*(株)	カスタマサービス部危機管理室	〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-3-5 大手町ビル本館 6 階
KDD I ㈱	運用本部運用品質管理部運用統括グループ	〒163-8003 東京都新宿区西新宿 2-3-2 KDDI ビル
	北関東総支社 管理部	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町
ソフトバンク(株)	総務本部 コーポレートセキュリティ部	〒105-7303 東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング

㈱NTTドコモ	サービス運営部災害対策室	〒100-6150	東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー 35F
	栃木支店ネットワーク部ネットワーク管理担当	₹320-0811	宇都宮市大通り 2-4-3
東京電力ホールディングス㈱	総務・法務室防災グループ	〒100-8560	東京都千代田区内幸町 1-1-3
東京电灯が一ル/インク A(M)	栃木支店 総務部総務グループ	₹320-0953	宇都宮市東宿郷 4-2-16
東京瓦斯㈱	総務部総務グループ	〒105-8527	東京都港区海岸 1-5-20
来	宇都宮支社 総務グループ	₹321-0953	宇都宮市東宿郷 4-2-16
日本郵便㈱	総務部リスク管理統括・危機管 理・震災復興対策室	〒100−8798	東京都千代田区霞が関 1-3-2
	郵便事業㈱今市支店総務課	〒321-1299	日光市今市 319
(独)水資源機構	総務部総務課	〒330-6008	埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2
(独) 国立病院機構 本部総務部総務課		〒152-8621	東京都目黒区東が丘 2-5-21
日本赤十字社	救護・福祉部救護課	〒105-8521	東京都港区芝大門 1-1-3
	栃木県支部事業推進課	〒320-8508	宇都宮市若草 1-10-6
東日本高速道路㈱	管理事業本部管理事業統括課	〒100-8979	東京都千代田区霞ヶ関 3-3-2

【指定地方公共機関】

名称	担当部署	所 在 地
足利ガス㈱	営業部工務課	〒326-0053 足利市伊勢町 4-6
栃木ガス㈱	技術保安課	〒328-0033 栃木市城内町 2-2-23
佐野瓦斯㈱	_	〒327-0845 佐野市久保町 243
北日本ガス㈱	供給部	〒323-0027 小山市花垣町 2-11-22
鬼怒川ガス㈱	_	〒321-2526 日光市鬼怒川温泉滝 7
(社)栃木県エルピーガス協会	_	〒320-0941 宇都宮市東今泉 2-1-21
東野交通㈱	総務部	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地 19-8
関東自動車㈱	総務部	〒321-0934 宇都宮市簗瀬 4-25-5
(社)栃木県バス協会	業務部	〒321-0169 宇都宮市八千代 1-4-12
(社)栃木県タクシー協会		〒321-0169 宇都宮市八千代 1-4-12
(社)栃木県トラック協会	総務部	〒321-0169 宇都宮市八千代 1-5-12
わたらせ渓谷鐵道㈱	安全室	〒376-0101 群馬県みどり市大間々町大間々1603-1
真岡鐵道㈱	総務部総務課	〒321-4306 真岡市台町 2474-1
野岩鉄道㈱	総務部総務課	〒321-2521 日光市藤原字戸中 326-3
(社)栃木県医師会	総務課	〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1
(社)栃木県看護協会	_	〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1
㈱とちぎテレビ	総務部	〒320-8531 宇都宮市昭和 2-2-2
㈱栃木放送	総務局総務部	〒320-8601 宇都宮市本町 12-11
㈱エフエム栃木	総務部	〒320-0806 宇都宮市中央 1-2-1
栃木県土地改良事業団体連合会	総務部総務課	〒321-0901 宇都宮市平出町 1260
栃木県道路公社	総務部総務課	〒321-2345 日光市木和田島 2096-1

日光市国民保護対策本部及び日光市緊急対処事態対策本部条例

平成18年7月1日 条例第302号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、日光市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び日光市緊急対処事態対策本部(以下「緊急対処事態対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。
- 2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の 事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

- 第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に 応じ、国民保護対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

- 第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

- 第6条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。 (準用)
- 第7条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

日光市国民保護協議会条例

平成18年7月1日 条例第303号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、日光市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

- 第2条 協議会の委員の定数は、50人以内とする。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 (会長の職務代理)
- 第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 (会議)
- 第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると ころによる。

(部会)

- 第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する 者が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。 (委任)
- 第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

日光市国民保護対策本部及び日光市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する要綱

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 日光市国民保護対策本部(第2条-第16条)

第3章 日光市緊急対処事態対策本部(第17条・第18条)

附則

第1章 総則

第1条 この要綱は、日光市国民保護対策本部及び日光市緊急対処事態対策本部条例(平成18年日 光市条例第302号。以下「条例」という。)第6条及び条例第7条において準用する条例第6条の 規定に基づき、日光市国民保護対策本部及び日光市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関し必 要な事項を定めるものとする。

第2章 日光市国民保護対策本部

(日光市国民保護対策本部の設置)

- 第2条 日光市国民保護対策本部(以下「国民保護本部」という。)は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第25条第2項の規定による指定の通知を受けたときに設置するものとし、同条第4項において準用する同条第2項の規定による指定の解除の通知を受けたときに廃止するものとする。
- 2 国民保護本部は、日光市役所本庁舎内又は市長の指定する場所に置く。

(国民保護本部の組織)

- 第3条 条例第2条第2項に規定する国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。
- 2 条例第2条第3項に規定する国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、教育長、日光市 部設置条例(平成18年日光市条例第5号)に規定する部の長、教育次長、議会事務局長、消防長 及び日光市水道事業管理規程(平成18年日光市水道事業管理規程第1号)に規定する部の長をも って充てる。
- 3 条例第2条第4項に規定する職員は、日光市行政組織規則(平成18年日光市規則第3号)に規定する本庁及び施設に勤務する職員並びに教育委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、 監査委員事務局、農業委員会事務局、消防本部及び日光市水道事業管理規程に規定する課に勤務する職員をもって充てる。

(平20告示26・平21告示38・平28告示70・一部改正)

(本部会議)

- 第4条 国民保護本部の会議(以下「本部会議」という。)は、国民保護措置(法第16条に規定する 国民の保護のための措置をいう。以下同じ。)に関する基本的事項について協議し、決定し、及びそ の実施を推進する。
- 2 本部会議は、国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)、副本部長及び本部員で構成する。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、及び主宰する。

(部の組織及び分担事務)

- 第5条 条例第4条第1項に規定する部は、別表第1の部名(部長相当職)欄に掲げるものとし、部にそれぞれ同表の班名(班長相当職)欄に掲げる班を置く。
- 2 班に、班長及び班員を置く。
- 3 班長は、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 条例第4条第3項に規定する部長及び前項に規定する班長は別表第1の部名(部長相当職)欄及 び班名(班長相当職)欄に掲げる職の者をもって充て、班員は班長の所属する組織に勤務するその 他の職員をもって充てる。
- 5 部及び班の分担事務は、別表第1の分担事務欄に掲げるもののほか、法令で定めるところにより 所掌する事務で、国民保護措置の実施に関し必要なものとする。
- 6 部及び班は、その分担事務を遂行するに当たっては、他の部及び班と緊密な連携の下に国民保護 措置が的確かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

(事務局)

- 第6条 国民保護本部に、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長、事務局次長、事務局員及び本部連絡員を置き、別表第2の職名欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の担当職欄に掲げる者をもって充て、その職務は、同表の職務欄に掲げるとおりとする。
- 3 事務局に庶務班、情報班、救援班を置き、その構成及び分担事務は別表第3のとおりとし、各班 の班長は事務局長が指名するものとする。

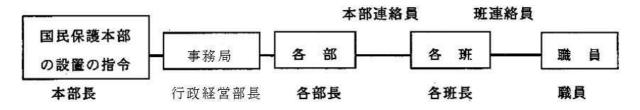
(連絡員)

- 第7条 各部の各班に、連絡員を置く。
- 2 連絡員は、班長の指名する者を充て、次の業務を行う。
 - (1) 第9条に規定する動員の班員への伝達に関すること。
 - (2) 所属部と班との連絡調整に関すること。

(国民保護本部の体制)

- 第8条 国民保護本部は、全組織を挙げて国民保護措置を実施する体制をとる。
- 2 国民保護本部の部に所属する職員の編成は、部長に充てられる者が、あらかじめ定めるものとする。

- 3 部長は、本部長から国民保護本部を設置する旨の指令が発せられた場合において、武力攻撃災害の態様により、その所掌する業務に関し、特別の措置を講ずる必要がないと認められるときは、事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部の体制を変更し、又は解除することができる。 (動員)
- 第9条 本部長から国民保護本部を設置する旨の指令が発せられたときは、部長は、当該部に所属する職員を動員する。
- 2 前項の動員の伝達は、事務局が本部連絡員及び班連絡員を通じて、次の系統図により行う。



- 3 前項の伝達は、勤務時間内にあっては防災行政無線、庁内放送及び電話により、休日等勤務時間 外にあっては電話により行う。
- 4 休日等勤務時間外における伝達の体制については、各部ごとに具体的に連絡系統を定めておくものとする。

(平28告示70·一部改正)

(職員の参集)

- 第10条 職員は、休日等勤務時間外において、前条の伝達を受けたときは、速やかに所属する部に 参集し、国民保護措置に係る事務に従事しなければならない。
- 2 前項の場合において、武力攻撃災害の状況により、所属する部に参集することができないときは、 最寄りの部に参集することができる。

(国民保護現地対策本部の設置)

- 第11条 本部長は、武力攻撃災害が発生した場合において、必要と認めるときは、原則として最も 被害が大きいと見込まれる地域を管轄する行政センターに国民保護現地対策本部を設置する。
- 2 本部長は、武力攻撃災害の拡大するおそれが解消し、かつ、国民保護措置(武力攻撃災害の復旧 に関する措置を除く。)が概ね完了したと認めるときは、国民保護現地対策本部を廃止する。

(平28告示70·一部改正)

(国民保護現地対策本部の組織)

- 第12条 条例第5条第1項に規定する国民保護現地対策本部長は、原則として副本部長をもって充 てる。
- 2 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策副本部長を置き、本部員その他の職員のうちから本部 長が指名する者をもって充てる。
- 3 条例第5条第1項に規定する国民保護現地対策本部員は、国民保護対策本部員その他の職員のう ちから本部長が指名する者をもって充て、同項に規定するその他の職員は本部長が指名する者をも

って充てる。

(平24告示88・一部改正)

(国民保護現地対策本部の事務)

- 第13条 国民保護現地対策本部は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 被害状況及び国民保護措置の実施状況の収集、取りまとめ及び国民保護本部への報告に関すること。
 - (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 消防、警察、自衛隊等が実施する国民保護措置の役割分担の調整に関すること。
 - (4) 本部長の指示による国民保護措置の実施に関すること。
 - (5) 国民保護現地対策本部を構成する機関の所管に係る国民保護措置の実施に関すること。
 - (6) その他緊急を要する国民保護措置の実施に関すること。
- 2 国民保護現地対策本部長は、本部長の命を受け、国民保護現地対策本部の事務を総括する。
- 3 国民保護現地対策副本部長は、国民保護現地対策本部長を補佐し、国民保護現地対策本部長に事 故があるときは、その職務を代理する。
- 4 国民保護現地対策本部員その他の職員は、国民保護現地対策本部長の命を受け、国民保護現地対策本部の事務に従事する。

(国民保護現地対策本部会議)

- 第14条 国民保護現地対策本部に、国民保護現地対策本部会議を置く。
- 2 国民保護現地対策本部会議は、国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策副本部長、国民保護現地対策本部員をもって構成し、必要に応じ国民保護現地対策本部長が会議を招集し、主宰する。
- 3 国民保護現地対策本部会議は、前条第1項に掲げる事務を行うに当たって必要な基本的事項について協議し、決定し、及びその実施を推進する。
- 4 国民保護現地対策本部長は、必要があると認めるときは、指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関の職員の出席を求めることができる。

(市長が不在の場合の措置)

第15条 市長が不在の場合における本部長の職務は、副市長が行うものとし、市長及び副市長が共 に不在の場合における本部長の職務は行政経営部長が行うものとする。

(平20告示26・平24告示88・平28告示70・一部改正)

(国民の権利利益の救済に係る手続の処理)

第16条 国民保護措置の実施に係る国民の権利利益の救済に係る手続として別表第4に掲げるもの については、当該措置に係る事務を分担する班において処理するものとする。

第3章 日光市緊急対処事態対策本部

(対処事態本部の設置)

第17条 日光市緊急対処事態対策本部(以下「対処事態本部」という。)は、法第183条において

準用する法第25条第2項の規定による指定の通知を受けたときに設置し、同条第4項において 準用する同条第2項の規定による指定の解除の通知を受けたときに廃止する。

(準用)

第18条 前章(第2条第1項を除く。)の規定は、対処事態本部について準用する。この場合において、これらの規定中「国民保護本部」とあるのは「対処事態本部」と、「条例」とあるのは「条例第7条において準用する条例」と、「国民保護対策本部長」とあるのは「緊急対処事態対策本部長」と、「国民保護対策副本部長」と、「国民保護対策本部長」と、「国民保護対策本部長」と、「国民保護対策本部員」とあるのは「緊急対処事態対策本部員」と、「国民保護措置」とあるのは「緊急対処保護措置(国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処保護措置をいう。以下同じ。)」と、「武力攻撃災害」とあるのは「緊急対処事態における災害(法第183条に規定する緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。)」と、「国民保護現地対策本部」とあるのは「緊急対処事態現地対策本部長」と、「国民保護現地対策本部長」と、「国民保護現地対策本部長」と、「国民保護現地対策本部長」と、「国民保護現地対策本部長」と、「国民保護現地対策本部長」と、「国民保護現地対策本部長」と、「国民保護現地対策本部長」と、「国民保護現地対策本部長」と、「国民保護現地対策本部長」と、「国民保護現地対策本部会議」とあるのは「緊急対処事態現地対策本部会議」と読み替えるものとする。

附則

この要綱は、平成19年2月16日から施行する。

附 則(平成20年3月28日告示第26号) この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日告示第38号) この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

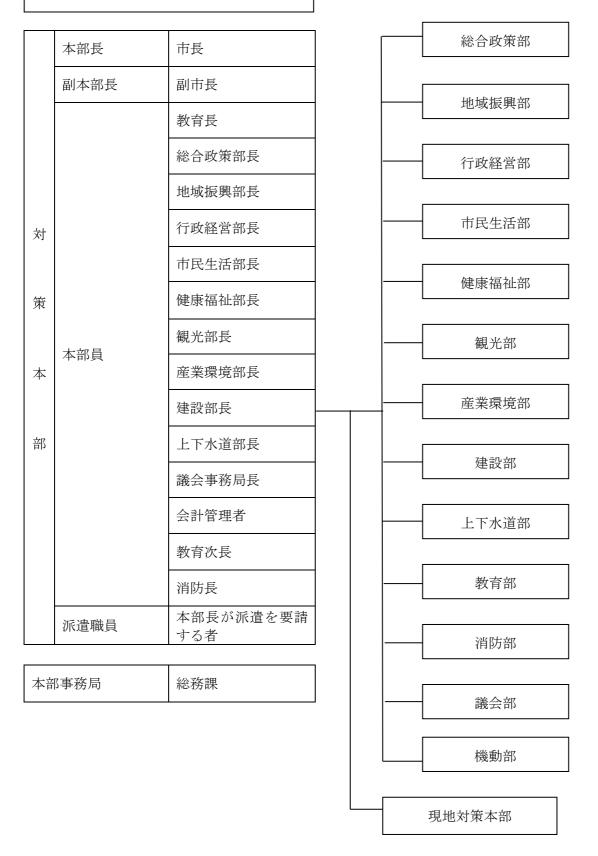
附 則(平成24年4月1日告示第88号) この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月18日告示第20号) この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日告示第70号) この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

【日光市国民保護対策本部組織編成図】

日光市国民保護協議会



別表第1(第5条、第18条関係)

(平24告示88・全改、平28告示70・一部改正)

部及び班の組織及び事務分掌

□ 各部に共通する事務分掌

- ① 部内の職員の動員、配備等に関すること。
- ② 各部及び部内の連絡調整に関すること。
- ③ 関係機関との連絡調整に関すること。
- ④ 所管施設の点検、応急復旧等に関すること。
- ⑤ 所管する業務に関する事項に関すること。
- ⑥ 所管施設の被害状況調査及び取りまとめに関すること。
- ⑦ 部内の応援に関すること。
- ⑧ 他部及び他班への応援、協力要請等に関すること。

■ 総合政策部 (総合政策部長)

班(班長相当職)	担当課	事務分掌
総合政策班	総合政策課、	1 本部と部内各班との連絡調整に関すること。
(総合政策課長)	地方創生推進課	2 救助物資・義援金に関すること。
		3 国・県等関係機関団体との連絡調整に関すること。
		4 情報通信ネットワークシステムの運用管理に関する
		こと。
		5 その他部内の業務に関すること。
秘書広報班	秘書広報課	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
(秘書広報課長)		2 警報等の伝達に関すること。
		3 報道機関との連絡に関すること。
		4 災害現場の写真撮影に関すること。
		5 その他部内の業務に関すること。

■ 地域振興部(地域振興部長)

班(班長相当職)	担当課		事務分掌
地域振興班	地域振興課、	1	安否情報及び被災情報の収集に関すること。
(地域振興課長)	行政センター	2	自治会等との連絡調整に関すること。
	(地域振興・防災係)	3	避難所(所管施設)の開設及び運営に関すること。
		4	その他部内の業務に関すること。
総務地域班	行政センター	1	行政センターの総括に関すること。
(行政センター所長)	(地域振興・防災係)	2	国民保護対策本部との連絡調整に関すること。
		3	市民等からの電話対応に関すること。

4 被害情報の収集及び記録に関すること。5 連絡員の配置に関すること。6 防災行政無線の運用に関すること。

■ 行政経営部(行政経営部長)

班(班長相当職)	担当課	事務分掌
国民保護対策本部	総務課	1 本部と部内各班との連絡調整に関すること。
事務局 (総務課長)	(防災対策室)	2 職員の動員及び配置に関すること。
		3 市国民保護対策本部会議に関すること。
		4 県対策本部等への報告及び連絡に関すること。
		5 避難の勧告・指示に関すること。
		6 非常通信体制に関すること。
		7 県、他市町村及び防災関係機関への応援要請に関する
		こと。
		8 応急対策実施状況の総括取りま
		とめに関すること。
		9 被災状況等の総括取りまとめに関すること。
		10 自衛隊派遣要請に関すること。
		11 警報等の情報伝達に関すること。
総務庶務班	総務課	1 国民の権利利益の迅速な救済手続き等に関すること。
(総務課長)	(防災対策室除く)	2 特殊標章の交付体制に関すること。
	人事課	3 情報の収集伝達に関すること。
		4 その他部内の業務に関すること。
財政班 (財政課長)	財政課	1 緊急予算の編成及び資金調達に関すること。
		2 その他部内の業務に関すること。
管財班 (管財課長)	管財課	1 車両の配車及び職員、被災者、物資等の輸送に関する
		こと。
		2 食糧・物資等の全体調整に関すること。
		3 庁舎関係の被害調査及び復旧に関すること。
		4 市有財産の被害状況の把握に関すること。
		5 庁舎の警備に関すること。
		6 その他部内の業務に関すること。
契約検査班	契約検査課	1 災害復旧時の契約事務の執行及び連絡調整に関する
(契約検査課長)		こと。
		2 その他部内の業務に関すること。

■ 市民生活部(市民生活部長)

班(班長相当職)	担当課	事務分掌
生活安全班	生活安全課	1 本部と部内各班との連絡調整に関すること。
(生活安全課長)	行政センター	2 交通及び防犯関係について、警察や関連機関との連絡
	(市民サービス係)	調整に関すること。
		3 市民相談窓口の設置・運営に関すること。
		4 その他部内の業務に関すること。
市民・保険年金班	市民課	1 り災証明書、その他の証明書の発行に関すること。
(市民課長)	保険年金課	2 死体の埋葬及び火葬に関すること。
	行政センター	3 部内の業務に関すること。
	(市民サービス係)	
税務・収税班	税務課	1 市税の減免その他被災時の税制に関すること。
(税務課長)	収税課	2 市税の納税証明に関すること。
		3 固定資産の被害調査に関すること。
		4 その他部内の業務に関すること。

■ 健康福祉部 (健康福祉部長)

■ 健脉伸紅部(健原	大田 压		
班 (班長相当職)	担当課		事務分掌
社会福祉班	社会福祉課	1	本部と部内各班との連絡調整に関すること。
(社会福祉課長)	高齢福祉課	2	日赤栃木県支部に関すること。
	人権・男女共同参画	3	赤十字標章の交付体制に関すること。
	課	4	災害用食料の確保に関すること。
	行政センター	5	被災者の援護に関すること。
	(市民サービス係)	6	災害時要援護者の安全確保及び支援体制の整備に関
		す	つること。
		7	福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。
		8	死体の収容及び安置に関すること。
		9	その他部内の業務に関すること。
子育て支援班	子育て支援課	1	児童の安全確保対策に関すること。
(子育て支援課長)	行政センター	2	保育園・児童福祉関連施設の被害調査及び応急復旧に
	(市民サービス係)	関	すること。
		3	災害時要援護者への支援に関すること。
健康班	健康課	1	被災時の医療・助産に関すること。
(健康課長)	行政センター	2	被災時の防疫に関すること。
	(市民サービス係)	3	医療機関との連絡調整に関すること。

1		
	4	医療、医薬品等の供給体制に関すること。
	5	医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	6	保健福祉センターにおける避難所の開設及び運営に
	関	すること。
	7	その他部内の業務に関すること。

■ 観光部 (観光部長)

班(班長相当職)	担当課	事務分掌
観光班	観光交流課	1 本部と部内各班との連絡調整に関すること。
(観光交流課長)	観光振興課	2 観光施設の被害調査及び復旧に関すること。
	日光観光課	3 観光協会との連絡調整に関すること。
	藤原観光課	4 観光客の安全確保に関すること。
	足尾観光課	5 その他部内の業務に関すること。
	栗山観光課	

■ 産業環境部(産業環境部長)

■ 産業塚現部(産	大塚児叩以)	1	
班 (班長相当職)	担当課		事務分掌
商工班	商工課	1	生活物資・食料の調達に関すること。
(商工課長)		2	商業及び鉱工業の被害調査及び復旧に関すること。
		3	被災商工業者への災害関係融資に関すること。
		4	その他部内の業務に関すること。
農林班	農林課	1	農地、農作物及び農業用施設の被害調査に関するこ
(農林課長)	農業委員会事務局	٤	- 0
	行政センター	2	林産物及び林産施設の被害調査に関すること。
	(産業建設係)	3	農林関係施設における避難所の開設及び運営に関す
		Z	ること。
		4	農業用水の警戒、応急復旧に関すること。
		5	その他部内の業務に関すること。
環境班	環境課	1	危険物質の保安対策に関すること。
(環境課長)		2	その他部内の業務に関すること。
廃棄物対策班	廃棄物対策課	1	被災時における廃棄物処理に関すること。
(廃棄物対策課長)		2	被災時におけるへい獣の処理に関すること。
		3	仮設公衆便所の設置及び維持管理に関すること。
		4	被災時における消毒に関すること。
		5	その他部内の業務に関すること。

■ 建設部 (建設部長)

班(班長相当職)	担当課	事務分掌
建設班	都市計画課	1 本部と部内各班との連絡調整に関すること。
(維持管理課長)	建設課	2 土地区画整理事業地内施設の被害調査に関すること。
	維持管理課	3 仮設建物の建築に関すること。
	建築住宅課	4 野外収容施設に関すること。
	行政センター	5 市営住宅に関すること。
	(産業建設係)	6 道路、橋梁に関すること。
		7 河川に関すること。
		8 土石流、がけ崩れ、地すべり等発生箇所の被害調査に
		関すること。
		9 都市公園施設の被害調査に関すること。
		10 その他部内の業務に関すること。

■ 上下水道部(上下水道部長)

班(班長相当職)	担当課	事務分掌
下水道班	下水道課	1 本部と部内各班との連絡調整に関すること。
(下水道課長)		2 被災時の排水施設に関すること。
		3 下水道施設の応急復旧及び復旧工事に関すること。
		4 その他部内の業務に関すること。
水道班	水道課	1 水道施設の被害調査に関すること。
(水道課長)		2 水道施設の応急修理に関すること。
		3 飲料水の確保、供給に関すること。
		4 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること。
		5 その他部内の業務に関すること。

■ 教育部(教育次長)

班(班長相当職)	担当課	事務分掌
教育総務班	教育総務課	1 本部と部内各班との連絡調整に関すること。
(学校教育課長)	学校教育課	2 教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。
		3 避難所の全体調整、所管する避難所の開設及び運営の
		指示に関すること。
		4 応急教育計画に関すること。
		5 教員の動員に関すること。
		6 児童・生徒等の安全、避難等に関すること。
		7 学用品の確保、調達に関すること。
		8 その他部内の業務に関すること。

生涯学習班	生涯学習課	1	社会教育施設等の災害対策及び被害調査に関するこ
(生涯学習課長)		2	<u>ا</u> .
		2	その他部内の業務に関すること。
文化財班	文化財課	1	文化財等の災害対策及び被害調査に関すること。
(文化財課長)		2	その他部内の業務に関すること。
スポーツ振興班	スポーツ振興課	1	社会体育施設の災害対策及び被害調査に関すること。
(スポーツ振興課長)		2	その他部内の業務に関すること。
公民館班	中央公民館	1	避難所(所管施設)の開設及び運営に関すること。
(中央公民館長)	日光公民館	2	その他部内の業務に関すること。
	藤原公民館		
	足尾公民館		
	栗山公民館		

■ 消防部(消防長)

■ 相例和 (相例及)		
班 (班長相当職)	担当課	事務分掌
消防本部班	消防本部総務課	1 本部と部内各班との連絡調整に関すること。
(総務課長、予防課長、	予防課	2 被害情報の調査及び収集、報告に関すること。
警防課長、通信指令課	警防課	3 被害現場の広報に関すること。
長)	通信指令課	4 消防隊の総括運用に関すること。
		5 非常招集の伝達に関すること。
		6 その他部内の業務に関すること。
警防班 (消防署長)	今市消防署	1 被害状況の調査及び報告に関すること。
	日光消防署	2 火災、救助及び救急活動に関すること。
	藤原消防署	3 応急給水の協力に関すること。
		4 消防団の動員に関すること。
		5 避難誘導に関すること。
		6 その他部内の業務に関すること。

■ 消防団(日光市消防団連合会長)

班(班長相当職)	担当課		事務分掌
各消防団	今市消防団	1	被災者の救出及び救護に関すること。
(消防団長)	日光消防団	2	火災消火活動に関すること。
	藤原消防団	3	応急給水の協力に関すること。
	足尾消防団	4	避難誘導に関すること。
	栗山消防団	5	被害情報の収集及び伝達に関すること。
		6	災害現場の広報に関すること。

■ 議会部(議会事務局長)

班(班長相当職)	担当課	事務分掌
議事班	議事課	1 本部との連絡調整に関すること。
(議事課長)		2 議会に関すること。
		3 他市町村議会との調整等に関すること。
		4 各部の応援に関すること。

■ 機動部(会計管理者)

班(班長相当職)	担当課		事務分掌
会計班	会計課	1	本部と機動部内の連絡調整に関すること
(会計課長)		2	武力攻撃災害時に係る会計事務に関すること。
		3	義援金の保管に関すること。
		4	銀行との連絡調整に関すること。
		5	各部の応援に関すること。
機動応援班	選挙管理委員会事	1	各部の応援に関すること。
(選挙管理委員会事務	務局、監査委員事務		
局長·監査委員事務局	局		
長)			

別表第2 (第6条関係)

(平21告示38・全改、平24告示88・平25告示20・平28告示70・一部改正)

事務局長等の職名、担当職及び職務

職名	担当職	職務
事務局長	行政経営部長	事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督す
		る。
事務局次長	総務課長	事務局長を補佐し、事務局長の不在時には、そ
		の職務を代理する。
事務局員	総合政策課長	各部間の連絡調整に関すること。
	地域振興課長	
	人事課長	
	生活安全課長	
	社会福祉課長	
	観光交流課長	
	商工課長	
	都市計画課長	
	下水道課長	

1		
	教育総務課長	
	消防本部総務課長	
	議事課長	
	選挙管理委員会事務局長	
本部連絡員	総合政策課政策調整係長	1 第9条に定める動員の所属部班への伝達に
	地域振興課地域振興係長	関すること。
	人事課人事研修係長	2 所属部と事務局との連絡調整に関すること。
	生活安全課生活安全係長	3 所属部に係わる被害又は国民保護措置の実
	社会福祉課社会福祉係長	施に関する情報の収集伝達及び資料の整理に
	観光交流課観光交流推進係長	関すること。
	商工課商業振興係長	
	都市計画課都市計画係長	
	下水道課下水道総務係長	
	教育総務課総務係長	
	消防本部総務課庶務係長	
	議事課総務係長	
	会計課会計係長	
	日光行政センター地域振興・防災係長	
	藤原行政センター地域振興・防災係長	
	足尾行政センター地域振興・防災係長	
	栗山行政センター地域振興・防災係長	

別表第3 (第6条関係)

(平20告示26・全改、平24告示88・平28告示70・一部改正)

事務局の各班の構成及び分担事務

班名	構成員	分担事務
庶務班	総務課職員	1 国民保護本部資料の作成及び取りまとめに関すること。
	総合政策課職員	2 国・県その他関係機関との連絡調整に関すること。
	消防本部職員	3 住民の避難に関すること。(救援班が所掌するものを除く。)
		4 武力攻撃災害への対処に関すること。
		5 事務局内の庶務に関すること。
情報班	(情報担当)	1 被害状況の調査に関すること。
	総務課職員	2 安否情報の収集及び提供に関すること。
	地域振興課職員	3 記者発表資料の作成及び秘書広報班への提供、調整に関するこ
	消防本部職員	と。

		4	関係機関からの情報収集に関すること。
		5	被害状況資料の関係機関への提供に関すること。
	(広報担当)	1	秘書広報班への記者発表資料の提供、調整に関すること。
	総務課職員	2	記者発表及び取材への対応、調整に関すること。
	秘書広報課職員	3	秘書広報班と連携した市民ニーズの把握に関すること。
救援班	総務課職員	1	収容施設の確保に関すること。
	管財課職員	2	救援物資等の総合調整に関すること。
	(施設・物資担当)	3	応援物資集積地の確保に関すること。
	総合政策課職員	4	備蓄品の提供及び調整に関すること。
	健康課職員	5	避難住民、救援物資等輸送の総合調整に関すること。
	商工課職員	6	緊急輸送路の選定調整に関すること。
	(輸送調整担当)	7	その他救援及び輸送に関すること。
	都市計画課職員		

別表第4 (第16条関係)

国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

国民や対性が対血・シスカインから		
損失補償	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項関係)	
(法第159条第1項関係)	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項関係)	
	土地等の使用に関すること。(法第82条関係)	
	応急公用負担に関すること。(法第113条第3項関係)	
	 車両等の破損措置に関すること。(法第155条第2項において準	
	用する災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条の3	
	第2項後段関係)	
実費弁償	医療の実施の要請等に関すること。(法第85条第1項及び第2項	
(法第159条第2項関係)	関係)	
損害補償	国民への協力要請によるもの(法第70条第1項及び第3項、第	
(法第160条関係)	80条第1項、第115条第1項並びに第123条第1項関係)	
	医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1項及び第2項関	
	係)	
不服申立てに関すること。(法第6条関係)		
訴訟に関すること。(法第6条関係)		

指定避難施設一覧(平成30年4月1日:栃木県指定)

名称	所在地
日光市立今市小学校	今市 531 番地
日光市立今市第二小学校	瀬尾 227 番地
日光市立今市第三小学校	今市本町 18 番地 1
日光市立南原小学校	土沢 460 番地
日光市立落合東小学校	文挾町 106 番地
日光市立落合西小学校	長畑 522 番地 2
日光市立大桑小学校	大桑町 179 番地
日光市立轟小学校	轟 53 番地
日光市立小百小学校	小百 531 番地
日光市立大沢小学校	大沢町 97 番地
日光市立大室小学校	大室 356 番地
日光市立猪倉小学校	猪倉 3314 番地
日光市立小林小学校	小林 2708 番地
日光市立今市中学校	今市 1659 番地
日光市立東原中学校	平ケ崎 775 番地 1
日光市立落合中学校	小代 310 番地
日光市立豊岡中学校	芹沼 1958 番地
日光市立大沢中学校	大沢町 97 番地
日光市立小林中学校	小林 2384 番地
日光市今市保健福祉センター	平ケ崎 109 番地
日光市今市文化会館	平ケ崎 160 番地
日光市南原コミュニティセンター	土沢 2086 番地
日光市丸山公園	瀬尾 1640 番地 22
日光市今市運動公園体育センター	今市 1659 番地 131
日光市落合運動公園	明神 1052 番地
栃木県立今市高等学校	千本木 432 番地
栃木県立今市工業高等学校	荊沢 615 番地
日光街道ニコニコ本陣	今市 719 番地 1
日光市立中宮祠小中学校	中宮祠 2478 番地
日光市とちぎ日光材細尾モデルセンター	細尾町 428 番地 1
日光市立清滝小学校	清滝二丁目 10 番 1 号
日光市女性サポートセンター	清滝桜ケ丘町 210 番地 7
日光市立安良沢小学校	久次良町 1777 番地
栃木県立日光明峰高等学校	久次良町 104 番地

名称	所在地
日光市立日光中学校	久次良町 2096 番地 1
日光市日光福祉保健センター	花石町 1942 番地 1
日光市日光総合会館	安川町2番47号
日光市立所野小学校	所野 820 番地
日光市所野コミュニティセンター	所野 2832 番地 2
日光市立所野保育園	所野 689 番地 8
日光霧降スケートセンター	所野 2854 番地先
木彫りの里工芸センター	所野 2848 番地
日光市立日光保育園	御幸町6番地1
日光市日光体育館	相生町 15 番地
日光市立野口小学校	野口 900 番地
日光市立小来川小中学校	中小来川 2817 番地
日光市立小来川保育園	中小来川 2612 番地 2
日光市立三依保育園	中三依 321 番地
日光市たんぽぽ広場	藤原 1228 番地
日光市立鬼怒川小学校	藤原 19 番地
日光市立藤原中学校	鬼怒川温泉大原 790 番地
日光市立下原小学校	鬼怒川温泉大原 2 番地
日光市立下原保育園	日光市鬼怒川温泉大原2番地
日光市藤原総合文化会館	鬼怒川温泉大原 1404 番地 1
日光市立下原児童館	鬼怒川温泉大原2番地24
鬼怒川地区コミュニティセンター	鬼怒川温泉滝 563 番地 1
赤倉集会所	足尾町赤倉8番8号
日光市立足尾中学校	足尾町向原7番地1
日光市立足尾小学校	足尾町赤沢6番2号
日光市足尾市民センター	足尾町通洞9番1号
南橋集会所	足尾町南橋2番地6
掛水集会所	足尾町掛水 4 番地 18
原集会所	足尾町 3066 番地 1
唐風呂集会所	足尾町 3435 番地 1
餅が瀬集会所	足尾町 3792 番地 2
遠下林業活動センター(遠下集会所)	足尾町遠下 5 番地 12
日光市立栗山中学校	日向 1456 番地
日光市川俣公民館	川俣 805 番地
日光市野門集会所	野門 191-1 番地
日光市日向集会所	日向 579 番地
日光市体験農業交流センター	湯西川 1156 番地
川俣集会所	川俣 963 番地

名称	所在地
上栗山集会所	上栗山 197 番地 31
土呂部集会所	土呂部 93 番地
黒部集会所	黒部 208 番地
大王集会所	日向 1477 番地
戸中集会所	日向 694 番地
西川集会所	西川 115 番地 13
湯西川下地区集会所	湯西川 168 番地 7
湯西川上集会所	湯西川 1431 番地
安川町地下道 (栃木県管理)	安川町5番地1
安良沢地下道 (栃木県管理)	安良沢町 1752 番地 17
清滝地下道(栃木県管理)	細尾町 406 番地

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続そ の他の必要な事項を定める省令

(平成十七年三月二十八日総務省令第四十四号)

最終改正:平成二七年九月一六日総務省令第七六号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)第二十五条第二項及び第二十六条第四項(これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

(安否情報の収集方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。)第九十四条第一項 及び第二項 (法第百八十三条 において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 (平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。)第二十五条第二項 (令第五十二条 において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法)第九十四条第一項及び第二項(法第百八十三条 において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

- 第三条 法第九十五条第一項 (法第百八十三条 において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項 (令第五十二条 において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第四号 により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。
- 2 法第九十五条第一項 (法第百八十三条 において準用する場合を含む。次条において同じ。) の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項 に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項 の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日総務省令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定 及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から 施行する。

附 則 (平成二七年九月一六日総務省令第七六号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の 施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う 関係法律の整備等に関する法律(以下この条において「番号利用法整備法」という。)第十九条の 規定による改正前の住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下この条において「旧住 民基本台帳法」という。)第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する 住民基本台帳カード(次項において「住民基本台帳カード」という。)は、番号利用法整備法第二 十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第 九項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード(次項において「個人番号カード」という。)とみなして、第五条及び第六条の規定による改正後の住民基本台帳法施行規則の規定を適用する。

- 2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード(第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。)は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。
- 第三条の規定による改正後の住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に 関する省令第二条第三項第一号、第五条第一号、第九条第二号及び第十一条第一号イ
- 二 第九条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(次条において「新公的個人認証法施行規則」という。)第五条第一項第一号(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)及び第二項第一号(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)、第四十一条第一項第一号(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)及び第二項第一号(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)、第七十五条第二項第一号及び第三項第一号並びに第七十六条第二項第一号及び第三項第一号
- 三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並び に安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項
- 四 第十一条の規定による改正後の統計法施行規則(以下この号において「新統計法施行規則」という。)第十一条第二項第一号(新統計法施行規則第十六条において準用する場合を含む。)
- 五 第十二条の規定による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音 声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則(以下この号において「新携帯音声通信事 業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規 則」という。)第五条第一項第一号イ(新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携 帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第十一条第六項、第十二条第一項及び 第二項、第十三条第三項、第十四条第三項並びに第二十四条において準用する場合を含む。)

様式第1号 (第1条関係)

様式第2号 (第1条関係)

様式第3号 (第2条関係)

様式第4号 (第3条関係)

様式第5号 (第4条関係)

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式 (避難住民·負傷住民)

		記入日時(年	月	日	時	分)	
1	氏名							
2	フリガナ							
3	出生の年月日			年	月	ļ	3	
4	男女の別			男			女	
5	住所(郵便番号を含む。)							
6	国籍		日本	;	その他	()
7	その他個人を識別するための情	青報						
8	負傷(疾病)の該当			負傷	Ţ	非訓	亥当	
9	負傷又は疾病の状況							
10	現在の居所							
11)	連絡先その他必要情報							
	親族・同居人からの照会がある 回答する予定ですが、回答を希望)で囲んで下さい。			回答	を希望	しない)	
	知人からの照会があれば①⑦② 定ですが、回答を希望しない場 下さい。	合は○で囲んで		回答	を希望	しない	`	
Ħ	①~⑪を親族・同居者・知人」 開会に対する回答又は公表する。 引意するかどうか○で囲んで下る	ことについて、			同意す同意した			
*	備考							

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫~⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、 知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号(第1条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年月日時分)

2	氏名				
2	フリガナ				
3	出生の年月日	年	月	日	
4	男女の別	男		女	
5	住所(郵便番号を含む。)				
6	国籍	日本	その他()
7	その他個人を識別するための情報				
8	死亡の日時、場所及び状況				
9	遺体が安置されている場所				
10	連絡先その他必要情報				
	①~⑩を親族・同居者・知人以外の者からの 景会に対する回答することへの同意		同意する 同意しない		
*	備考				
(30.		+	H-1-1-7 7 5		수 다

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居人・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連 絡先		
同意回答者住所			続 柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号(第2条関係)

安否情報報告書

報告日時: 年 月 日 時 分 市 町 村 名

担当者名:

15344.	^也														
①氏 名	②フリガナ	③出生の 年月日	④男女 の別	⑤住 所	⑥国籍	⑦その他個人を識別 するための情報	⑧負傷(疾病) の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	①連絡先その他 必要情報	⑫親族・同居者への 回答の希望	⑬知人への回答 の希望	⑭親族・同居人・知 人以外の者への回答 又は公表の同意	備	考

備考

- 32

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しないものに限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」 欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫〜⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安否情報照会書

	総務大臣 道府県知事) (市町村長)	殿		年	月	日
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		申 請 者 住 所 (居所)			
			氏 名			
		-	式力攻撃事態等における国民の係 第1項の規定に基づき、安否情幸	最を照会		,
(照会をする: ○を付けて下 場合、理由を	さい。③	① 被照会者の親族又は同居人であ② 被照会者の知人(友人、職場関であるため。		が近隣自	E民)
	す。)		③ その他 ()
	備	考				
被照	氏	名				
会者。	フリン	ガナ				
を特定	出生の年	三月日				
する	男女。	の別				
ために	住	所				
被照会者を特定するために必要な事項	国 (日本国籍を有しな	籍 い者に限る。)	日本その他()	
事項	その他個人るための情	を識別す				
*	申請者の	確認				
*	備	考				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を 記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

	殿		年	月	Ħ
			(都道	務大臣 府県知 町村長)	
ટ	年 月 日付けでおり回答します。	照会があった	安否情報につ	いて、	下記の
避巢	#住民に該当するか否かの別				
	力攻撃災害により死亡し又は 傷した住民に該当するか否か 川				
	氏 名				
	フリガナ				
被	出生の年月日				
	男女の別				
照	住所				
会	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他()
者	その他個人を識別 するための情報				
	現在の居所				
	負傷又は疾病の状況				
	連絡先その他必要情報				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻 撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」 又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

栃木県火災:災害等即報要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)」「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が2以上の消防本部にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部と当該火災等について、主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った消防本部が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部が報告するものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合(災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。)には、原則として当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町は、災害に関する即報について県へ報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報について消防庁へ報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部は、第 1報を県と消防庁へ報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町又は消防本部は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。県は、市町又は消防本部からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告するとともに、市町又は消防本部からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部が直接消防庁に報告する場合は、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。なお、報告に万全を期すため、特に第1報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料(県、市町又は消防本部が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代えることができるものとする。

市町及び消防本部が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末(栃木県危機管理センター防災端末取扱説明書を参照)からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部は、(2)により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・・・第1号様式及び第2号様式 火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。 特定の事故とは、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の 事故とする。

なお、火災(特定の事故を除く。)については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。 なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については 第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求め られたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市 町及び消防本部(応援団体含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生し たときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとす る。

- ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- イ 被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等(テレビのニュース速 報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害 等をいう。以下同じ。)
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの
- 5 報告に際しての留意事項
 - (1) 市町又は消防本部は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。
 - (2) 市町又は消防本部は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・ 災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に 配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町及び消防本部が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

- (3) 県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。 特に、人的被害の数(死者・行方不明者)については、県が一元的に集約、調整を行うも のとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、 当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁 へ報告をするものとする。
- (4) 市町及び消防本部は、情報の共有化を図るため相互に連携を保つものとする。
- (5) 市町又は消防本部は、県に報告をすることができない場合は、一時的に報告先を消防庁に 変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告を するものとする。
- (6) 上記(1)から(5)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町 又は消防本部はその状況を直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。
- (7) 消防庁報告にあたっては「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により行うものとする。
- (8) 県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表1のとおりとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

- 1 火災等即報
 - (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある 場合を含む。)等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア火災

- (ア) 建物火災
 - (a) 特定防火対象物で死者の発生した火災
 - (b) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等 が避難したもの
 - (c) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
 - (d) 特定違反対象物の火災
 - (e) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
 - (f) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる 見込みの火災
 - (g) 損害額1億円以上と推定される火災
 - (h) 公の施設(官公署、学校、県営住宅等)
- (イ) 林野火災
 - (a) 焼損面積10~クタール以上と推定されるもの
 - (b) 空中消火を要請又は実施したもの
 - (c) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
 - (d) 火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの
- (ウ) 交通機関の火災
 - (a) 航空機火災
 - (b) 船舶火災であって社会的影響度の高いもの
 - (c) トンネル内車両火災
 - (d) 列車火災
- (エ) その他
- 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、 又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

- (ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及 ぼしたもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 湖沼・河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故 ウ 原子力災害等
 - (ア) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中 に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - (イ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏え いがあったもの
- エ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

- オ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
- (3) 社会的影響基準
 - (1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げら

れる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(例示) 施設等で多数の人が避難したもの

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。) について 報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。)
 - (例示)・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 - ・バスの転落による救急・救助事故
 - ・ハイジャックによる救急・救助事故
 - ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
 - ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において 同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・ 救助事故
- 3 武力攻擊災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。) について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。 以下「国民保護法」という。)第2条第4項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は 間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第1 7 2条第1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的被害
- 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害(該当するおそれがある場合を含む。)について 報告をすること。

- (1) 一般基準
 - ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - イ 市町が災害対策本部を設置したもの
 - ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても県域で見た場合 に同一災害で大きな被害が生じているもの

(例示) 台風、豪雨、豪雪

- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別 基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア地震

- (ア) 当該市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 台風、豪雨により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (エ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路凍結、 雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- エ 火山災害
 - (ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの
 - (4) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1) 一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町又は消防本部は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

- 1 火災等即報
 - (1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

- (2) 危険物等に係る事故
 - ア 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ
 - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、 500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (4) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで付近住民の避難、道 路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (3) 原子力災害等

第2の1の(2)のウに同じ。

- (4) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (5) 爆発・異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの (武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)
- 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
- 3 武力攻擊災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

- 4 災害即報
 - (1) 地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)
 - (2) 第2の4の(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。 <火災等即報>

- 1 第1号様式(火災)
 - (1) 火災種別

「火災の種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること (消防機関等による応援活動の状況を含む。)。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せて記入すること。 ア 死者3人以上生じた火災

- (ア) 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。(ア)において同じ。)の概要
 - a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
 - b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予 防査察の経過
- (イ) 火災の状況
 - a 発見及び通報の状況
 - b 避難の状況
- イ 建物火災で個別基準の(e)、(f)又は(g)のいずれかに該当する火災
 - (ア) 発見及び通報の状況
 - (イ) 延焼拡大の理由
 - a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他
 - (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - (エ) り災者の避難保護の状況
 - (オ) 市町及び消防本部の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)
- ウ 林野火災
 - (ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等) ※必要に応じて図面を添付する。
 - (イ) 林野の植生
 - (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - (エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等)
- エ 交通機関の火災
 - (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - (イ) 焼損状況、焼損程度
- 2 第2号様式 (特定の事故)
 - (1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(4) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(5) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(6) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。 なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)について も記入すること。

(7) 事故の概要

事故発生に至る経緯、熊様、被害の状況等を記入すること。

(8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに市町の応急対策状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(9) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(10) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。

(例示) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(11) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に 区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ョウ素剤服用の状況等を記入 すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

- 3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)
 - (1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア「死傷者等」には急病人等を含む。

イ 「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、 隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等 活動の状況について記 入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。

(例示)・市町、その他関係機関の活動状況

- ・避難指示 (緊急)、避難勧告の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC検知結果(剤の種類、濃度等)
- ・被害の要因(人為的なもの)

不審物 (爆発物) の有無

立てこもりの状況(爆弾、銃器、人物等)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災の発生の有

無等を報告する場合) は本様式を用いること。

- ア 災害の概況
- (ア) 発生場所・発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

- (イ) 災害種別概況
 - a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の 概況
 - b 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況
 - c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
 - d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
 - e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町又は消防本部から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下、「災害対策本部等」という。)を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。 なお、複数の市町で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任

され、複数の印刷で次音が水本的等を配置するなど、当該側に記べてきない場合には、日 意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

- (イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災へリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。
- (ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。
- (エ) その他市町が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、 避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発 令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。 ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、 省略することができる。

なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通 話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町名

市町毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等

(エ) 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

附則

- この要領は、平成 2年 5月15日から施行する。
- この要領は、平成7年1月17日から施行する。
- この要領は、平成8年5月15日から施行する。
- この要領は、平成12年2月15日から施行する。
- この要領は、平成12年12月 1日から施行する。
- この要領は、平成15年6月27日から施行する。
- この要領は、平成15年10月15日から施行する。
- この要領は、平成16年3月1日から施行する。
- この要領は、平成16年11月 1日から施行する。
- この要領は、平成18年3月20日から施行する。
- この要領は、平成19年3月31日から施行する。
- この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。
- この要領は、平成20年 5月 1日から施行する。
- この要領は、平成20年 9月 9日から施行する。
- この要領は、平成21年 3月23日から施行する。
- この要領は、平成22年 3月29日から施行する。
- この要領は、平成24年 3月30日から施行する。
- この要領は、平成24年 5月31日から施行する。
- この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表1 連絡先

73.1	双 1				
		県民	防災行政	電話	500-2136
		生活部	ネットワーク	FAX	500-2146
県	終日	危機 管理課		電話	028-623-2136
		及び 消防 防災課	NTT回線	FAX	028-623-2146
			NTT回線	電話	03-5253-7527
	勤務時間内			FAX	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 3 7
	(平日9時30分 ~	応急 対策室	地域衛星	電話	発信特番-048-500-90- 49013
消防庁	18時15分)		ネットワーク	FAX	発信特番-048-500-90- 49033
广			NTT回線	電話	03-5253-7777
				FAX	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 3
	勤務時間外	宿直室	地域衛星	電話	発信特番-048-500-90-49102
			ネットワーク	FAX	発信特番-048-500-90- 49036

第1号様式(火	災)											第	É		報
送付先:栃>								幸	B告 E	日時	年 分	月	J	B	時
終日 →NW-F			·								73				
第一報について	(淮	市町 前防本語													
(NW-TEL	500-2 ⁻	136 NT	T-TEL	_ 028	3 −62	<u>3–213</u>	<u>86)</u>								
(月		時	分型	見在)				幹	设告者	首名)		
※ 爆発を除く	0														
火災種別		1	建物	2	林野	3	車両	4	船船	拍 :	5 航空機		その作	也 ———	
出火場所											栃木県 情報マ			- E) (数字	<u>:</u>)
出火日時 (覚知日時)		月 月	日日	用用	-	分 分)	(鎮圧 鎮火			(月 月	日日	時 時	分) 分	ı
火元の業態・	<u> </u>	/ •			•	<i>)</i>	事業								
用途							(代表								
出火箇所							出火	.原[因						
	死者 負傷 ³	(性別・	· 年齢) 症)		人人	死者の	. #- 1	いた						
死傷者	貝房1	中等	等症			人	理	"土.	由						
建物金瓶黄		軽	<u>症</u> 構造			人				<u></u> 建	築面積				
建物の概要		ı	階層							延	べ面積				
	标 担	全 短		東	≟ 1.					建物	n焼損床面	積			m²
焼損程度		半 第 部 分 別	老	東東	計棟		焼損	面和	責	建物	が焼損表面 が焼損面積	積			m² a
		ぼく	₹ †	東						771-2					а
り災世帯数		•					気象	:状?	兄						
消防活動状況	消防河消防	本部 (暑	子)			台台			人 人	•					
106710 307(0)	その					—			人						
救急・救助															
活動状況															
災害対策本部等															
の設置状況															
その他参考事項	Į														

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式(特)	定の事故)		第		報
送付先:栃木	大県県民生活部危機管理課・消防防災課 報告日時 分	年	月	日	時
_{終日} ⇒NW-F	AX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146				
第一報について	はFAX送付した旨電話にて報告して下さ 市町				
(NW-TEL 5	び。 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136) (消防本部名)				
ſ 1	危険物等に係る事故		(T)		
事故名 { 2 3	原子力施設等に係る事故 報告者名 その他特定の事故 報告者名		(Tel)
(,	月 日 時 分現在)				
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()
発生場所					
事業所名					
発生日時	月 日 時 分 発見日時	月	日	時	分
(覚知日時)	(月 日 時 分) 鎮火日時 (処理完了)	月	日	時	分
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI 等 7.その他 () 物 り	質 名			
施設の区分	1.危険物施設 2.高危混在施設 3.高圧ガス施設 4.その何	也()
施設の概要	危険物施設				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢)人負傷者等重症中等症軽症		人人人人		人 人 人 人 人 人
		出場人	.員	出場資	機材
	事 自衛防災組織 業 共同防災組織		人		
消防防災活動状況	所 その他		人		
及び	消防本部(署)		台人		
救急·救助 活 動 状 況	消防団		台		
	 警戒区域の設定 月 日 時 分 自衛隊		人人		
/// pla 1.1 fefe 1 . day	使用停止命令 月 日 時 分 その他		人		
災害対策本部等 の設置状況					
その他参考事項					

(注)第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

送付先:栃>	木県県	:民生	活部危	機管理語	课・消	防防災課		報告日明	寺	年	月	日	時	分
_{終日} ⇒NW-FA	4X 50	0-21	46/NT	T-FAX	028-	623-2146								
※第一報につい	てはF	AX		た旨電話	舌にて	報告して下	さ	市町						
(NW-TEL	500-2	2136/	/\`\ /NTT-]	TEL 028	8-623	B -2136)		(消防本部)	台)					
								報告者名	5			(Tel)
(月	日	ļ	時	分現在	Ξ)		Į							
事故災害種別	1	救急	事故	2	救即	力事故	5	3 武力型	文撃災	害	4	緊急	対処事	態
発生場所														
発生日時 (覚知日時)		(月月	日日	時時	分		覚知力	法					
(見却口时)			月	Р	时	分)								
事故等の概要														
死傷者等	死者	(性別	リ・年	齢)			括等			<u></u> ,	(人)	
						:		「 重	症			人(人)
				į	計	人			等症			入(人(人(人) 人)
	不明					人		世	址			八(八)
救助活動の要否														
要救護者数(見込)								救助人員						
消防・救急・救														
助 活動状況														
災害対策本部等														
の設置状況 その他参考事項	Í													
	•													

第

報

第3号様式(救急・救助事故等)

⁽注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

⁽注)第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

送付先:栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課

Н

月

年

報告日時

報

分

時

										_	INL	1 17.3		1 /1 -		23
終	·日	⇒N\	N-FAX	TAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146 市町 (消防本部												
* 5	第一幸	報に~	ついてに	tFAX 見から!	Κ送付 要求Ⅰ	した旨	電話にて おは除く】	報告	うして下	さい。	(消防	本部名)				
	(N	W-1	EL 50	00-21	36/N	TTT	EL 028	-62	3-2136	5)	報告	音者名		(Tel)
	(月	日	時	分	現在)									
		生場 所								発生	日時		月	日	時	分
災			•													
害																
の																
概																
況																
			死者		人	不明		人		全場			棟	一部破損		棟
被	死傷	易者	負傷者		人	計		人	住家	半導	衷		棟	床上浸水		棟
害				<u> </u>											1	
の																
状																
況																
10L																
	災生	医対策	食本部等	(金の)												
		量状沙														
応急対策の状況																
⟨⟨fi	 立機管		课・消隊	方防災	課確認	8事項》	>									

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
- 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
- 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
- 4 住民の避難の状況について確認する。(避難指示・避難勧告・自主避難の区別をはっきりさせること。)
- 5 道路、崖くずれの状況について確認する。
- (注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

49

第4号様式(その2)[被害状況即報]

終	e N	N-FAX	500-2 ⁻	146/NTT	-FA	X 028	8-623-21	46									災課
市	町名						区分		被害			区分			被害	i i	備考
(消防	「本部名)					汾	 出・埋没	ha		公	立文教	放施設	千円]			災害発生場所
報告	報告者名(Tel		(Tel)		H	冠水	ha		農	林水産業	業施設	千円]				
***	中 4	災害名				畑	だ出・埋没	ha		公	共土木	施設	千円]			災害発生年月日
災	次青名 • 第 報					, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	冠水	ha		その他の公共			千円	_			災害の種類概況
報台						文教施設		箇所			小計		千円	-			
			H 144.5				病院	箇所		公	共施設被害		団体	-+			
ı		三 分	 	被害	-		道路	箇所				被害	千円	-			 応急対策の状況
,		者	人				りょう	箇所		そ		被害	千円	-			1
人的被害		不明者	人				可川	箇所		のト		被害	千円	_			 1 1 9 番通報件数
害	負傷 者	重傷	人		-		砂防	箇所		ł., -		被害	千円	-			
	18	軽傷	棟		そ		帰施設	箇所		他		被害	千円	_			・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
	A	壊	世帯				くずれ 道不通	箇所 箇所			被害総	の他	千円	_			
	±	. / X	人				旦小坦 害船舶	隻				公領	T IF.	1			
=			棟		の		- 加加 水道	戸		災等							・避難の勧告・指示の状況
	半	·壊	世帯		1		<u></u> 電話	回線		災害対							
住			人				電気	戸		策 置							・避難所の設置状況
			棟			,	ガス	戸		本 沢	設置		月	月	時	分	DLXEDI VARA ELINADO
家	一部	破損	世帯		他	ブロ	ック塀等	箇所		11 00	解散		月	日	時	分	
波			人							111							・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
害			棟							災害救							
	床上	:浸水	世帯							救助							方体(P) 小心中再注 山毛山):
F			人			· /// //	II III MA AAAA			法適							・自衛隊の派遣要請、出動状況
			棟				世帯数※2	世帯		適用							. 巛字ボニンニ,アの江動山川
	床下	浸水	世帯		-	り災	者数 ※2	人		状況							・災害ボランティアの活動状況
			人			火	建物	件		亿							その他
·	公共	建物	棟			災 ※ 発 3	危険物	件		消	坊職員出動	助延人数	人				TO VIE
* 1	その	 の他	棟		1	生	その他	件		消息	方団員出重	助延人数	人				

- ◎用語の定義については、「災害報告取扱要領(昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号)」によるが、特に次のことに注意すること。 ※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。
- ※2 り災世帯及びり災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。 ※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上
- ◎被害額は省略することができるものとする。
- ◎119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、 30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入する こと。